

平成28年度第8回環境審議会 会議概要		
招 集 年 月 日	平成29年3月24日(金)	
招 集 の 場 所	白馬村役場201会議室	
開 催 時 間	午後1時30分～3時25分	
委 員		
白馬村議会 議長	北澤禎二郎	出
白馬村議会 副議長	篠崎久美子	出
白馬村議会総務社会委員長	太田伸子	出
白馬村議会産業経済委員長	田中榮一	出
白馬村文化財審議委員会	伊藤房光	欠
NPO まちづくり白馬友の会	吉川 馨	出
白馬村農業委員会	武田克明	出
(社)長野県建築士会 大北支部	平澤英治	出
白馬建築業組合	横田一彦	出
白馬建設業組合	宮尾英明	出
白馬村不動産業協議会	橋本旅人	出
白馬村索道事業者協議会	駒谷嘉宏	出
白馬五竜観光協会	羽仁 潔	出
八方尾根観光協会	中村実彦	出
岩岳観光協会	松沢正明	出
長野県環境保全研究所	富樫 均	出
北安曇地方事務所 商工観光建築課	吉田 聡	出
北安曇地方事務所 環境課	羽山 誠	出
事務局		
総務課長	吉田久夫	出
総務課企画係長	田中洋介	出
総務課主事	尾澤宗高	出

開会に先立ち事務局より確認と報告

- ・伊藤会長は療養のため、欠席の旨を報告。
- ・今回は公開とし、傍聴希望の許可とする旨を確認。
- ・白馬村環境基本条例第29条により委員数の過半数の出席があるので会議の成立を報告。

#### 1. 開会

北澤副会長が開会を宣言。

#### 2. 副会長あいさつ

引き続き伊藤会長の欠席のため、進行を務めさせていただくのでお願いしたい。本日は事前送付した答申案について審議したい。これは過去7回の審議会の意見を総合的にとりまとめた答申案である。なお、村長への答申提出は日を改めて実施したいが、答申案審議終了後、相談させて頂きたい。今回も他の意見の批判等はほしくないよう、前向きな会議をお願いしたい。

### 3. 協議事項

○副会長：前回の会議録について訂正等意見はなかった。事務局より答申案、意見の資料説明願いたい。

○事務局：資料1、2を説明。

○副会長：答申案に対する意見について提出した委員から説明をお願いしたい。

○委員A：答申案の中に「研究されたい」という文言が多々あるが、最終的に議会に上程する段階で条例案となったところでまた審議会の開催をして議論をお願いしたい。

本来土地を買った人がそこで何をやってもいいというのが憲法の大前提である。そこに対して公共の福祉がついてくるが、財産権等他の法令に抵触しないように注意する必要がある。

建物の構造に対しては、技術的な部分になるので建築主事等の専門的な意見が必要である。

○委員B：この答申案を受けて団体内でいくつか意見があった。高さについて、現状の条例内の「エレベーターや階段室を設置する場合は～」の箇所について、解釈によってエレベーター・階段室を付けることによって最高高さ23mまで建設できるというように捉えられてしまうのではないかという意見があった。エレベーターについて、ロープ式ではなくて油圧式にすれば上部の機械部分が不要になるのでそれも検討してはどうかという意見があった。

緑地率について、答申案の「非現実的」の文言を変更した方がよいという意見があった。

分譲マンション部分について、分譲マンションとコンドミニウムは性質が異なるので、答申案は分けて記載したほうがよい。

同意書について、住民協定地区内の方から同意書が駄目なら別の形で地区と合意を得るものを用意してほしいという意見があった。しっかりと事業者と地区が協議していくことが大切である。事業者が1、2回住民説明してから役場にすぐ申請すると、その地区で考えている事が事業者に伝わりにくいのではないかと、何回も双方で意見を交わすような仕組みがあれば意思疎通が図れるので、この制度についてはなくさないでほしいという意見があった。

その他意見の駐車場について、村内にレンタカーで来る観光客も多くなり、レンタカー業者が村内にも多くなっている等の状況を踏まえてほしいという意見があった。

○副会長：この答申書を受けて条例を改正することはあるのか。

○事務局：答申を受けて、役場内で研究して条例等を改正する必要がある場合はそのようにする。規則、要項のみの改正もある。

○副会長：条例案を改正する場合は審議会で意見を聞くということだと思うが。

○委員A：改めて議論するのではなく、議会に上程する前に、法的・技術的な観点から専門家から意見を聞いた方がよいということ。

○副会長：高さについて、エレベーターや階段室部分について具体的な文章を入れた方がよいという意見がでていたがいかがか。

○事務局：「ただしエレベーターや階段室を設置するペントハウス部分は23mとする」というこ

とでよろしいか。

○委員B：その部分のみ23mまで認めるということが伝わればよいと思う。このままだとペントハウス等を設置すれば23mまで建てられると捉えられてしまう。誤解がないように答申案を作成してもらいたい。

○委員C：エレベーターにはワイヤー式か油圧式かがあるが、油圧式は段差があり危険性がある。また冬の寒さに弱く、管理面ではコストがかかると聞いた。ワイヤー式のほうが安全で維持管理コストも安い。必要な場合のみ23mとした方がよい。

○委員D：高さ制限18mについて地盤面から峯高なのか軒高なのか確認したい。この答申案だと峯までになっている。軒まで18m、勾配屋根の峯まで23mだったと思うが。軒になると3階ができなくなる。

○副会長：その部分について事務局はいかがか。

○事務局：峯高ではなく軒高である。

○副会長：緑地率についてはいかがか。

○委員B：提出した意見のとおりである。非現実的という言葉は全てを否定する言葉ではないかという意見があったので、修正後の意見になった。

○委員E：修正前と後の文章では印象がかなり違うが、修正前の文章を元に加筆修正した方がよいのではないか。答申案に記載するのは審議会でもまとめた意見を載せたほうがよいのではないか。

○委員F：非現実的という部分について、審議会で議論されていることが記載されているので、答申案のままでよいと思う。

○委員G：当時の審議状況そのままでもよいと思う。

○事務局：事務局としては出された意見をまとめて、両論併記する場合はそのようにし、意見として重く受け止める。

○副会長：今までの意見を集約したものであると思うので、この答申案のままでよいか。

○各委員：了承。

○副会長：住民の同意書についてはいかがか。

○委員B：同意が必要あるいは不要であるという意見があったがそれは併記でよいと思う。住民協定地区で心配している人もいるので、しっかりやってもらいたい。法律上いけないということではなく何とか折り合いがつかないか。

○委員H：行政が調整役になるということ。一方に偏るというケースがあるかもしれない。意地悪でそういうことをやる人もいる。行政がしっかりと将来を見据えて責任を持つということが大事。個人的なことは排除すべき。

○委員B：区長会等で周知してほしい。

○委員H：答申案の言い回し以上はないと思う。

○委員B：事業者が強引な手法もあり得る。

○委員H：それは地元もあり得ることだと思う。

○委員F：団体で協議したが、実際問題として不当な要求があった。こういうことは良くない。

○委員A：行政的な立場で言うと、理解を得られたいという言葉に集約される。事業者は、いつ説

明会を開催し、こういう意見があったということを書面で提出してほしい。この文書に集約されている。

- 副会長：行政が中立的立場という意見は、前回の審議会でもうだったか。
- 委員E：議論あった。このことが最も大切。
- 委員H：一部が恩恵を被ることを防ぐために、行政が中立的立場に立つということ。行き着くところは事業者と地元の裁判であるが、そうならないよう行政が調整役になるということ。この文書がベストだと思う。
- 委員E：まとまりのある文書。これでよいと思う。
- 委員I：同意行政はいけないということからこのような言い回しになったと思う。現状基準は行政の関わりが全く見られない。この答申案の文書でよいと思う。
- 委員C：当地区は住民協定地区である。届出が後手になっていることもある。例えば屋根や色。マナー条例も然り。今年は暴力行為等もあった。行政が責任を持つことが大切。
- 委員J：敗訴事例の言い回しはいらぬと思う。
- 委員F：実際にあったこと。一般の人にも解りやすいのでよいと思う。
- 委員E：答申と条例は別。答申はこの表現でよいと思う。

○副会長：答申案のとおりでよろしいか。

○各委員：了承。

○副会長：全体を通じ何かあるか。

○委員C：その他の意見に、行政が中立的な立場でしっかり管理をしてもらいたいという文書を追加してほしい。

○副会長：その他の追加でよろしいか。

○事務局：行政が中立的な立場で条例管理をしてほしいということではいか。

○委員C：そのとおり。

○委員I：高さについて、十分考慮することと記載があるが、もう少し具体的な方がよいのではないか。統一的な捉え方になるのかが気になる。

○委員B：高さが最低地盤面から平均地盤面に変更することによって、景観を損ねてしまうのではないかという意見があった。限りなく上に伸びる可能性もあるので、最高2.3mとした方がよいのではとの団体意見あった。

○委員E：傾斜地に関する注意事項記載したが、この文面でよいのかということ。

○委員A：言い回しの問題。傾斜地のところは別途規則に定めるといような文章でよいのではないか。

○委員K：審議会の意見は一つにまとまっていなかったと記憶している。平均地盤面は斜面に対し平屋で横に広く建てることができ、急斜面に面での大規模開発が可能となる緩和になるという意見。

○委員A：条例案として定めるのか、規則や要綱で定めるのか。運用で行くのかということ。

○委員F：可能性としてはスキー場の脇に面での開発が予想される。なだらかな傾斜地に建築物ができた場合はそこまで眺望を損ねることにはならないと思う。

○委員B：考慮する、のところが明確でない。誰が考慮するのか。

- 委員E：考慮の部分が不明確なので、委員Aの意見のような方法がよいと思う。
- 委員H：考慮するのは住民と行政、業者であると思う。
- 事務局：意見まとめると、平均地盤面から最高部（軒高）まで18mとする。エレベーターや階段室を設置する必要がある場合は23mを上限とする。ただし、事業者の責務において傾斜地における高さや形状を充分考慮すること。なお、運用ではなく規則等に定めることが望ましい。というような文書でどうか。
- 委員I：ここは傾斜地の景観を変えてしまう恐れがある箇所である。審議会での意見を上手く反映されていないと思う。もう少し明確に記載したほうがよい。
- 事務局：現行条例の中に事業者の責務がある。運用の部分は行政が行うこと。先ほどの言い回しは、あくまでも委員の意見をまとめた。不足あれば補ってほしい。
- 委員L：制限するところを明確にしたほうがよいと思う。
- 委員I：杉の木の高さが18m程度との議論もあり、平均地盤は景観変えてしまう恐れもあることから明確にしたほうがよいと思う。
- 副会長：事務局、もう一度読んでほしい。
- 事務局：平均地盤面から最高部（軒高）まで18mとする。エレベーターや階段室を設置する必要がある場合は23mを上限とする。ただし、事業者の責務において傾斜地における高さや形状を充分考慮すること。なお、運用ではなく規則等に定めることが望ましい。
- 委員L：「必要がある場合」が気になる。ペントハウスは何%というようなきまりがあったと思う。
- 委員A：ペントハウスは部屋ではないとういこと。
- 委員B：頭の良い人は23mで、全ていけるというような解釈をするので、限定的なものにする必要がある。
- 事務局：必要という言い回しの問題。やみくもに認めるのではない。
- 委員L：制限の問題なので明確にする必要がある。
- 委員J：答申なので、別途規則に定めればよいと思う。
- 委員A：要は、居住部分は18m。エレベーターや階段室等の非居住部分を建築する場合は23mということ。
- 委員H：悪賢いのは、文書をいいように解釈する。
- 事務局：答申の言い回しと例規の言い回しは別。禁止し、但し書きで認めるというような感じ。
  
- 副会長：意見を踏まえて、事務局で文書考えてほしい。
- 各委員：お願いしたい。
  
- 委員K：高さについて、バブル期に山奥に開発計画があったという背景があったと思う。通常あり得ない計画をし、土地の価格を上げていた。現在は状況が違うので時代にあったものにしたほうがよい。これは意見である。
  
- 副会長：答申の提出方法について意見はあるか。出来れば今月中に答申したいが、会長の状況について事務局より説明してほしい。
- 事務局：今月中は入院しているが、体調は良いと聞いている。

- 副会長：会長不在なので、副会長代行でよいか。
- 各委員：異議なし。
- 事務局：この後、15分程度時間を戴ければ答申案修正し、配布する。
- 副会長：これより休憩とする。
- ～休憩～
- 副会長：修正案の説明を求める。
- 事務局：高さ答申案修正、平均地盤面から最高部（軒高）まで18mとする。エレベーターや階段室といった非居住部分を設置する場合は23mを上限とする。ただし、事業者の責務において傾斜地における高さや形状を充分考慮すること。なお、運用ではなく規則等に定めることが望ましい。その他意見の追加、⑤行政は、開発について中立的立場で管理すること。以上2項目である。

- 副会長：よろしいか。
- 各委員：異議なし。

- 委員E：今回は大規模開発の答申だが、答申時にそれ以下の規模についても議論が必要ある旨、添えてほしい。
- 副会長：諮問という形をとるのか。
- 事務局：今のところ、なんとも言えない。
- 副会長：口頭で申し添える。
- 委員J：答申を提出したら、ひとまず終わりということか。
- 事務局：ひとまず終わり。条例等の改正案提出の前に、改めて審議会を開催してほしい旨の意見あったので配慮したい。なるべく早く事務進めたいが技術的、法令的、専門的な問題もあるので、いつ頃とは、現段階では言えない。
- 副会長：答申としては一区切りということ。必要がある場合は、招集になるので、各委員お願いしたい。

#### 4. その他

- 委員Mより、無電中化推進してほしい旨の意見あり。
- 答申提出日 平成29年3月30日予定。

#### 5. 閉会